動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第21条の11第3項に関する意見まとめ

No.	ラ麦酸及い自生に関する伝序他们 規則第 21 未の 意見の概要	回答
1	全ての獣医師に対して情報提供して欲しい。	本改正の趣旨は、診療施設で勤務する獣医師が動物愛護管理法第 36 条第 1 項に規定する
1	動物愛護管理法第 41 条の2において、獣医師は	「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が当該診療施設に持ち込まれた場合において、
	動物を暖音性伝第 41 未の2 において、獣医師は 虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、	その所有者に直ちに通報するために、環境大臣から当該獣医師に対して、情報を提供する
		ことです。
	遅滞なく、関係機関に通報することが義務付けら	/ 0
	れており、この規定では虐待等を受けた犬猫を発	「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が診療施設で勤務しない獣医師のもとに持ち
	見した獣医師が、その所有者に連絡することがで	込まれるケースは基本的には想定されないとともに、個人情報保護の観点から、本改正案
	きません。	は、獣医療法第3条に規定する診療施設の開設を届け出た獣医師、当該施設で獣医療を行
		う獣医師及び当該施設の管理者に対して情報を提供することとしています。
		また、御指摘の動物愛護管理法第 41 条の 2 は、獣医師に対して「その業務を行うに当た
		り、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受
		けたと思われる動物を発見したときに、都道府県知事その他の関係機関に通報すること」
		を義務付ける条文です。当該条文の趣旨は、診療施設等に持ち込まれた動物を治療する獣
		医師は、外部からの発見が難しい動物のみだりな殺傷や虐待を発見する可能性が高いと考
		えられ、都道府県知事等への通報を義務づけることで、都道府県等が虐待等の事案に的確
		に対応できるようにするものです。
2	獣医療法第7条に基づく往診専門の獣医師に対	本改正の趣旨は、診療施設で勤務する獣医師が動物愛護管理法第 36 条第1項に規定する
	しても情報提供するようにして欲しい。	「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が当該診療施設に持ち込まれた場合において、
		その所有者に直ちに通報するために、環境大臣から当該獣医師に対して、情報を提供する
		ことです。そのため、個人情報保護の観点から、本改正案は、獣医療法第3条に規定する
		診療施設の開設を届け出た獣医師、当該施設で獣医療を行う獣医師及び当該施設の管理者
		に対して情報を提供することとしています。
		獣医療法第7条に規定する往診のみによって飼育動物の診療の業務を自ら行う獣医師及
		び往診のみによって獣医師に飼育動物の診療の業務を行わせる者(往診診療者等)につい
		ても、その住所を診療施設とみなして、同法第3条に規定する診療施設の開設を届け出る
		こととなるため、情報を提供する対象となります。
3	令和5年から誕生する愛玩動物看護師に対して	本改正の趣旨は、診療施設で勤務する獣医師が動物愛護管理法第 36 条第1項に規定する
	も情報提供して欲しい。マイクロチップを装着し	「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が当該診療施設に持ち込まれた場合において、
	た犬猫の情報を獣医師の指示の下、確認すること	その所有者に直ちに通報するために、環境大臣から当該獣医師に対して、情報を提供する
	ができるよう御配慮いただきたい。	ことです。そのため、個人情報保護の観点から、本改正案は、獣医療法第3条に規定する
		診療施設の開設を届け出た獣医師、当該施設で獣医療を行う獣医師及び当該施設の管理者
		に対して情報を提供することとしています。

		いただいた御意見は参考にさせていただきます。
4	環境大臣が提供する情報は、飼い主に連絡するた	情報提供の仕組みとしては、情報提供先となる獣医師は専用のリーダーから犬猫に装着さ
	めの情報のみとすること。	れたマイクロチップの識別番号を読み取り、その識別番号を登録システムに入力すること
	情報の検索は、マイクロチップ番号からのみでき	で所有者の連絡先を照会できる仕組みを予定しています。
	るようにすること。	また、御懸念の「個人情報管理の徹底」という観点では、マイクロチップ番号・検索シス
		テムにおける個人情報の不適正利用を防止するための警告画面の表示や定期的なログの
		点検等適切な対応策を検討しております。

## 第 21 条の 11 第 4 項に関する意見

No.	意見の概要	回答
5	農林水産省動物検疫所の獣医師(農林水産大臣)	本改正の趣旨は、診療施設で勤務する獣医師が動物愛護管理法第 36 条第1項に規定する
	に対しても情報提供して欲しい。	「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が当該診療施設に持ち込まれた場合において、
		その所有者に直ちに通報するために、環境大臣から当該獣医師に対して、情報を提供する
		ことです。
		「疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫」が農林水産省動物検疫所に持ち込まれるケー
		スは想定されないとともに、個人情報保護の観点から、本改正案は、獣医療法第3条に規
		定する診療施設の開設を届け出た獣医師、当該施設で獣医療を行う獣医師及び当該施設の
		管理者に対して情報を提供することとしています。

## その他に関する意見

No.	意見の概要	回答
6	警察署長に対しても情報提供して欲しい。	遺失物法第 12 条に基づき、警察署長に対して、すでに環境大臣から登録情報を提供して おり、動物愛護管理法施行規則に新たに規定を追加する必要がないため、御意見いただい た内容の改正をする必要はないと考えています。